

# 犯罪収益移転防止法における宝石、貴金属等を扱う 古物商・質屋の義務等について

## 【特定事業者とは】

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」といいます。）第2条第2項において、義務を課せられる事業者が規定され、その中に貴金属等取引業者（同項41号「古物である貴金属等を売買する古物商及び流質物である貴金属等を売却する質屋を含む。」）が特定事業者として定められています。

## 【貴金属等とは】

この法律の対象となる「貴金属等」とは、以下の物をいいます。

1. 金、白金、銀及びこれらの合金（貴金属）
2. ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠（宝石）
3. 1及び2の製品

## 【貴金属等取引業者とは】

この法律の対象となる「貴金属等取引業者」とは、上記の「貴金属等」の売買を業として行う者です。

よって、古物商が上記の「貴金属等」を売買する場合、及び質屋が流質物である上記の「貴金属等」を売却する場合は「貴金属等取引業者」に該当し、この法律の義務を履行しなければなりません。

## 【貴金属等取引業者の義務】

200万円を超える現金取引を行う際は、運転免許証等の公的証明書などにより顧客等の本人特定事項（個人である場合は氏名、住居及び生年月日、法人である場合は名称及び本店又は主たる事務所の所在地）を確認しなければなりません。

平成28年10月1日から本人確認書類の提示を受けた際の確認の方法について、顔写真のない本人確認書類の場合は、関係書類を自宅に送付する等の追加措置を行うこと。また、確認書類が現在の住居と異なる場合やハイリスク取引時には、他の本人確認書類や補完書類（納税証明書、公共料金領収書等）等での確認が必要となるなど、確認の方法が厳格化されています。

また、取引の任に当たっている自然人が顧客と異なる場合には、顧客の本人特定事項の確認に加え、取引の任に当たっている自然人（代表者等）の本人特定事項の確認を行う必要があります。

さらに、なりすまし等の疑いのあるいわゆるハイリスク取引を行うに際しては、上記確認事項に加え、顧客等の資産及び収入状況を源泉徴収票、預貯金通帳、貸借対照表、損益計算書等により確認しなければなりません。

### 【確認記録の作成・保存】

貴金属等取引業者は、取引にあたり確認を行った場合には、確認記録を作成し、7年間保存する必要があります。また、取引に関する記録も作成し、7年間保存する必要があります。

### 【疑わしい取引の届出】

貴金属等取引業者は、

- 古物である貴金属等の売買業務において收受した財産について、犯罪による収益である疑いがある
- 顧客がマネー・ロンダリングを行っている疑いがある

と認められる場合には、疑わしい取引の届出として、行政庁に届出を行わなければなりません。

### 【疑わしい取引の届出先】

届出先の行政庁は下記のとおりです。なお、貴金属等取引業者は、届出を行おうとすること又は行ったことを顧客又は関係者に漏らしてはなりません。

- 貴金属等取引業者（宝石商）  
経済産業省商務情報政策局生活文化創造産業課
- 貴金属等取引業者（貴金属商）  
経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課
- 貴金属等取引業者（古物商が古物である貴金属等の売買業務を行う場合、質屋が流質物である金属等の売却業務を行う場合）  
都道府県公安委員会（各事業者所在地の管轄警察署）

### 【疑わしい取引の届出方法】

疑わしい取引の届出は、以下のいずれかの方法を選択することができます。

#### 1. 文書による届出

警察庁（犯罪収益移転防止対策室）ホームページに掲載された「別記様式第1号から3号」に必要事項を記入の上、文書により届出行政庁に提出する。

#### 2. 事業者プログラムを利用した届出

事業者プログラムを利用して届出書を作成し、インターネットや電子媒体（フロッピーディスク等）で主管行政庁へ提出する。

### 【疑わしい取引の届出内容】

特定事業者（貴金属等取引業者）が疑わしい取引の届出を行う際に必要な記載事項は以下のとおりです。

- 届出を行う特定事業者の名称及び所在地

- 届出対象取引が発生した年月日及び場所
- 届出対象取引が発生した業務の内容
- 届出対象取引に係る財産の内容
- 特定事業者において知り得た対象取引に係る顧客等の本人特定事項、取引を行う目的、職業（法人の場合は事業の内容）、法人の場合で事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者があるときはその者の本人特定事項等
- 取引の届出を行う理由

#### **【疑わしい取引として届けられた情報の取扱い】**

疑わしい取引として届けられた情報の秘密保持は徹底されており、特別に権限を付与された者のみがアクセスできる仕組みとなっています。また、捜査機関に提供された場合も届出者の保護は徹底され、当該情報は捜査記録や司法書類には一切記録されないことになっていますし、届出が端緒となって検挙されたことも公表されません。

したがって、犯人には、当該届出が端緒となって捜査が行われたことが判らない仕組みになっています。